

平成 29 年 7 月 1 日

被保険者 各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
の更新について

平素は当組合の事務運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在交付している方の限度額認定証等の有効期限は、平成 29 年 7 月 31 日です。8 月以降も引き続き必要な方は、所属支部で更新の手続きをお願いします。[\(様式 31 号\)](#)

なお、平成 29 年 8 月以降に使用される限度額認定証等には、平成 29 年度（平成 28 年分）の世帯の所得を証明する書類が必要となります。

また、現在ご使用の限度額認定証等は、有効期限まで使用していただき、所属支部へ返還いただきますようお願いいたします。